

伊達市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、伊達市教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を下記のとおり公表する。

記

令和3年度定期監査(前期)に係る監査結果に基づく措置状況報告

令和4年1月24日

伊達市監査委員 山下 茂

伊達市監査委員 山田 勇

告示期間満了日 令和4年1月30日

伊 教 学 第 6 号
令和4年1月21日

伊達市監査委員 山 下 茂 様
伊達市監査委員 山 田 勇 様

伊達市教育委員会
教育長 影 山 吉 則

監査結果に基づく措置通知について（提出）

令和3年12月24日付け伊監第49号で通知のありましたこのことについて、下記のとおり提出いたしますのでよろしくお取り計らい願います。

記

- 1 提出書類
措置通知（令和3年度）

- 2 対象部局
教育委員会 学校教育課
教育委員会 生涯学習課
教育委員会 図書館
教育委員会 食育センター

（教育部学校教育課企画総務係）

監査結果に基づく措置通知

監査区分	監査対象部局	指摘(要望)事項	措置内容
令和3年度 定期監査	教育委員会 学校教育課	○契約事務 伊達市立学校体育館ワックス塗布業務委託に係る委託契約書において、法定額を超えた収入印紙が貼付されていた。 適正な事務処理に努められたい。	今後につきましては、印紙貼付者と双方で契約書の内容および印紙税を確認するとともに、関係法令の規定に基づき、適正に収入印紙が貼付されるよう事務処理を行ってまいります。
		○財産管理事務 学校敷地等の行政財産使用許可に係る決裁について、伊達市事務決裁規程では副市長専決と定められているが、部長専決として決裁を行っていた。 適正な事務処理に努められたい。	今後につきましては、伊達市事務決裁規程に基づき、副市長を専決権者とし、事務処理を行うことといたします。
教育委員会 生涯学習課	教育委員会 生涯学習課	○使用料等納入事務 まなびの里サッカー場使用料及び学校施設使用料に係る納入通知書に、納期限が記載されていないものがあった。 適正な事務処理に努められたい。	課内職員で納期限に関する規定について、再度の確認と認識の徹底を図り、複数の職員で確認するなど、適正に事務を進めてまいります。
		○使用料等納入事務 まなびの里サッカー場使用料において、納期限までに納付されなかった利用者に対し督促を行ったにも関わらず、納付までに2ヶ月弱を要していた。 適切な事務処理に努められたい。	使用団体へ、支払いが滞れば使用できない場合がある旨を説明するとともに、電話での催促回数を増やすことにより、期限内での納付を徹底するようにいたします。
		○契約事務 伊達市アートビレッジ文化館清掃業務委託において、伊達市業務委託及び修繕事務処理要領第6条第1項に定められている、業務日程表及び業務処理責任者指定通知書の提出がなされていなかった。 適正な事務処理に努められたい。	未提出だった業務日程表及び業務処理責任者指定通知書については、受託者へ連絡し提出いただいております。 また、次年度の業務委託契約においては、チェックリストを活用するよう事務改善を行い適正な事務処理に努めます。
教育委員会 図書館	教育委員会 図書館	○契約事務 図書館清掃業務委託において、伊達市業務委託及び修繕事務処理要領第6条第1項に定められている、業務着手届の提出がなされていなかった。 適正な事務処理に努められたい。	受託者から業務着手届を提出してもらいました。 今後は、伊達市業務委託及び修繕事務処理要領に従って受託者に書類の提出を求めるとともに、受託者から提出された書類の決裁時に委託契約手続一覧表と照らし合わせることで、必要な提出書類の確認を行います。
		○契約事務 図書館清掃業務委託において、受託者が特別清掃を行った際に市へ提出する清掃作業日誌の受領確認を行っていません。 適切な事務処理に努められたい。	受託者から特別清掃にかかる清掃日誌を提出してもらいました。 今後は、毎月の完了検査の決裁時に、作業日誌と通常清掃及び特別清掃の実施予定通知を照らし合わせることで、清掃作業日誌の受領確認を行います。
教育委員会 食育センター	教育委員会 食育センター	○補助金等交付事務 学校臨時休業補助金に係る交付決定の決裁について、伊達市事務決裁規程では副市長専決と定められているが、部長専決として決裁を行っていた。 適正な事務処理に努められたい。	部長以上の専決権者である教育長及び副市長へ事情を説明し、決裁を取り直しました。 今後は、伊達市事務決裁規程を確認し、適正に事務を進めてまいります。